

事 務 連 絡
平成23年4月11日

財団法人社会福祉振興・試験センター 御中

厚生労働省社会・援護局福祉基盤課
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部精神・障害保健課

東日本大震災の発生に伴う卒業見込証明書等の取り扱いについて

東日本大震災の発生に伴い、「東北地方太平洋沖地震の発生に伴う各養成施設等の対応について」（平成23年3月23日付け厚生労働省大臣官房地方課・医政局・健康局・医薬食品局食品安全部・雇用均等・児童家庭局・社会・援護局事務連絡。以下「連名事務連絡」という。）により、被災した受験生及び学生等が入学、修学、資格取得等において不利益を被ることがないように、特段の配慮をお願いしたところです。

今般、震災の影響に鑑み、社会福祉士、介護福祉士及び精神保健福祉士国家試験を大学、養成施設、高校の卒業見込み等で受験された方の各種証明書について、連名事務連絡の趣旨も踏まえて当面の間、下記のとおり取り扱うこととしたので、遺漏なきようよろしくお願いいたします。

記

第23回社会福祉士、介護福祉士国家試験及び第13回精神保健福祉士国家試験については、官報告示において、卒業見込証明書若しくは修了見込証明書、指定科目履修見込証明書又は実務経験見込証明書を提出した者については、平成23年3月31日までに受験資格を満たすことを条件として合格を認めることとしているが、震災により、卒業証明書等の発行が遅れた場合にあっては、各種証明書の発行日が平成23年4月1日以降であっても認めること。